

奈良県告示第五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項又は第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和七年五月二日

奈良県知事 山下 真

指定介護機関の 名称又は氏名	指定介護機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
ユースフルブレ イン	桜井市大字桜井 二三二 ヤガビ ル二〇二	桜井市大字戒重 二五〇一五 ヒ ラタビル一階	桜井市大字桜井 二三二 ヤガビ ル二〇二	令和七年三 月十日